建 技 第 6 8 号 令和 2 年 5 月 5 日

- (一社)富山県建設業協会 御中
- (一社)富山県測量設計業協会 御中
- (一社)建設コンサルタント協会北陸支部 御中
- 富山県地質調査業協会 御中

富山県土木部長

新型コロナウイルス感染拡大にかかる緊急事態措置(令和2年5月5日変更)について

新型コロナウイルス感染症については、5月4日、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことを受け、本日、富山県の緊急事態措置を別添1のとおり変更しましたので、適切な対策を実施していただきますよう改めてお願いいたします。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における状況分析・提言において、 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくためには、特に事業者において 提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要となると されています。

そのため、各業界団体等におかれては、別添2のチェックリストを参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなどにより、各事業者における感染防止策を講じていただくようお願い申し上げます。

なお、基本的な感染防止の取組みを準備し、実施することを前提に、5月11日から休業などの協力依頼の対象外とする事業者においては、早急にご対応いただくようお願い申し上げます。

(事務担当 建設技術企画課技術指導係)